

【外国において重要な公的地位を有しないことの確認】

私は、次の「外国において重要な公的地位にある方」に該当しないことを確約します。

1. 外国の国家元首
2. 外国の政府において以下の職に相当する職にある方
 - ① 日本における内閣総理大臣、国務大臣および副大臣に相当する職
 - ② 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - ③ 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ④ 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - ⑤ 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
3. 外国の中央銀行の役員
4. 外国の予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
5. 過去に上記1から4であった方
6. 上記1～5に該当する方の親族で、以下に該当する方
 - ① 配偶者(事実婚を含む、以下同様)
 - ② 父母
 - ③ 子
 - ④ 兄弟姉妹
 - ⑤ ①～④以外の配偶者の父母、および配偶者の子

【上記6の親族の範囲について】

